

## 第5回緑区中山町住居表示検討委員会

日時：平成29年1月10日（火）

午後3時から

会場：中山町自治会館

### 次 第

1 開会

2 報告

寺山町自治会への説明について **資料1**

3 議事

(1) 緑区中山町における住居表示検討スケジュールについて **資料2**

(2) 新町区域案の検討について **資料3**

(3) 新町名案の検討について

4 次回以降の検討委員会について（日程調整）

5 閉会

## 寺山町自治会への説明について

住居表示の検討状況について、寺山町自治会へ次のとおり説明しました。

### 1 概要

#### (1)日時

平成28年12月20日(火) 19時～20時30分

#### (2)場所

寺山町自治会館

#### (3)参加者

- ・寺山町自治会  
黒野副会長(住居表示検討委員会委員)ほか自治会役員(計22名)
- ・中山町自治会  
相原会長(住居表示検討委員会会長)ほか自治会役員(計3名)
- ・事務局  
熊坂課長(市民局)ほか、市民局及び緑区役所職員(計5名)

### 2 概要

#### (1)説明内容

- ・住居表示制度の概要
- ・検討委員会における検討状況
- ・ABCエリアを検討している理由
- ・検討委員会への協力依頼

#### (2)寺山町からの主な意見

- ・中山町で実施要望が出た時に、寺山町にも声をかけてほしかった。もし住居表示を実施するのであれば、台村町も含め、新治中部地区として一体的に検討すべき。  
→寺山町自治会で住居表示実施要望をまとめていただければ、ABCエリアに限らず寺山町での住居表示が可能。
- ・寺山町は中山町より世帯数が少ない。寺山町が中山町に編入されるのではなく、中山町を寺山町に編入すべきではないか。  
→寺山町も同時に住居表示を実施するなら可能。(住居表示をせずに町名変更すると、地番が重なることで同住所が発生するため、難しい)
- ・寺山町関係者の検討委員が、中山町と比較して少ないのではないか。  
→要望があれば検討委員の人数を増やすことはできるので検討してほしい。
- ・中山町で住居表示を実施することは賛成だが、寺山町の住所は混乱していないので、実施の必要はない。

#### (3)今後について

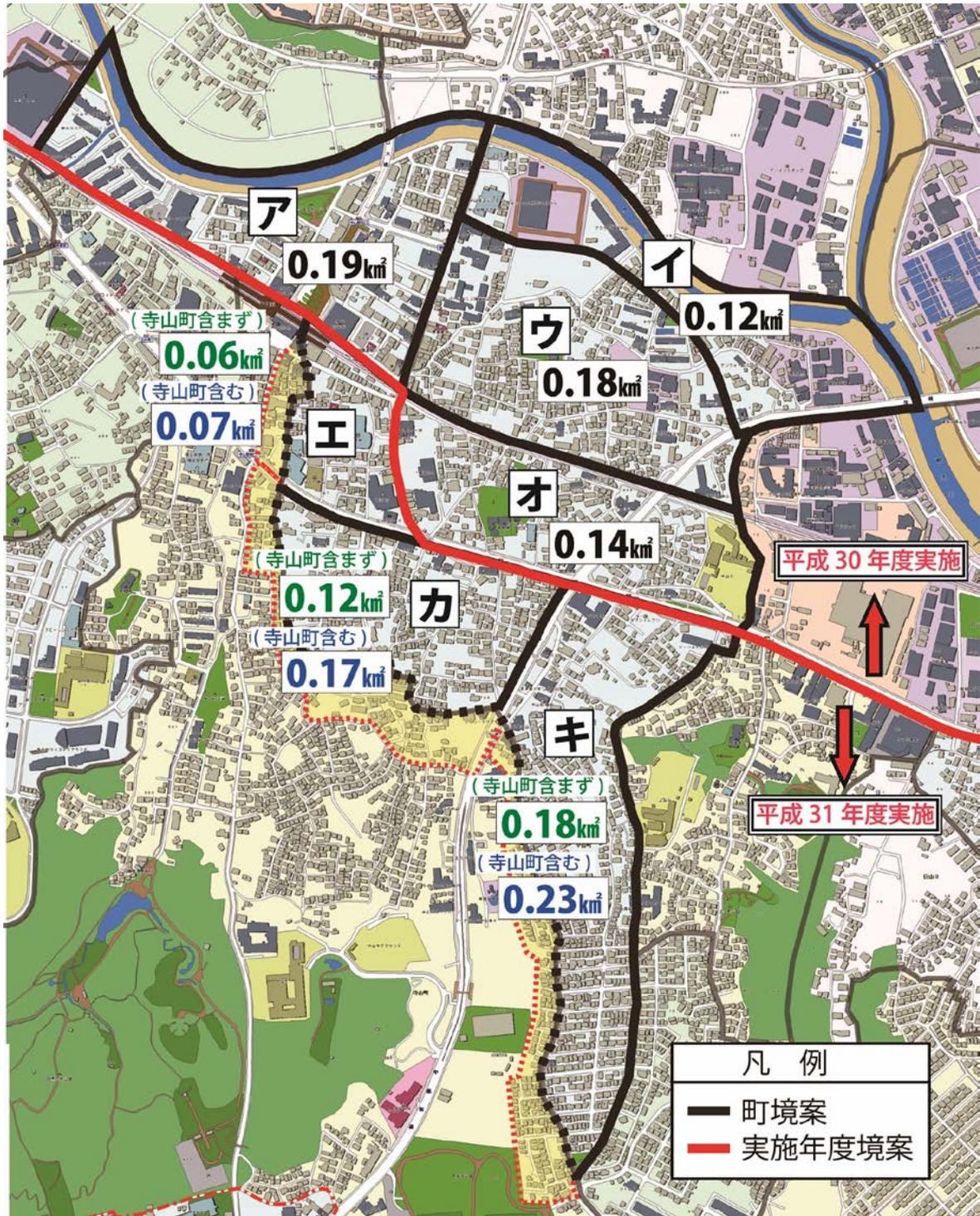
- ・住居表示について、中山町と共に引き続き検討に参画していただきたい旨を寺山町自治会側に伝え、了承を得た。

## 緑区中山町における住居表示検討スケジュールについて(案)(平成28年度分)

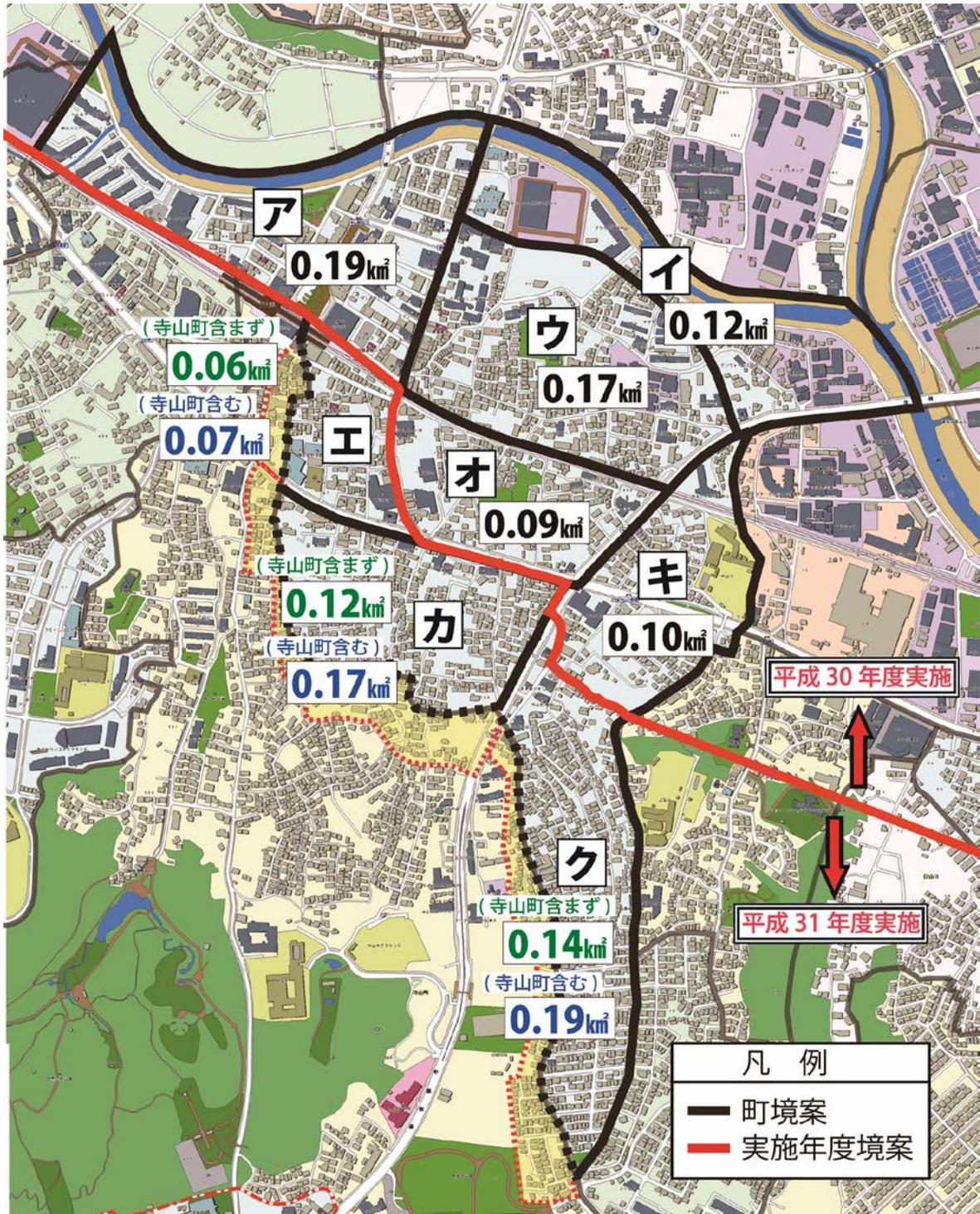
平成28年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回検討委員会</li> <li>・検討着手についての周知方法(チラシ等)の検討</li> <li>・検討着手に関するチラシ配付エリアの検討</li> </ul>
平成28年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回検討委員会</li> <li>・検討着手に関するチラシ案及び配付エリアの決定</li> </ul>
平成28年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現地調査に関する周知(チラシ回覧・掲示板へのチラシ掲出)</li> <li>●現地調査(A Bエリア)</li> <li>●第3回検討委員会</li> <li>・新町区域案の検討</li> <li>●検討着手に関する周知チラシの配付</li> </ul>
平成28年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現地調査(Cエリア)</li> <li>●第4回検討委員会</li> <li>・新町区域案の検討</li> </ul>
平成29年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回検討委員会</li> <li>1 新町区域案の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)事務局が提示した案を基に検討委員会としての案を検討</li> <li>(2)新町区域案と共に、平成30年度実施地区(第一次地区)と平成31年度実施地区(第二次地区)の境界を検討</li> <li>(3)寺山町自治会へBCエリア住民の意向確認依頼</li> </ul> </li> <li>2 新町名案の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートに掲載するため、新町名を2～3程度検討</li> </ul> </li> </ul>
平成29年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6回検討委員会</li> <li>1 新町区域案の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)町名アンケートに掲載する案を決定</li> <li>(2)第一次地区と第二次地区の境界を決定</li> <li>(3)BCエリア住民の意向を踏まえ、BCエリアを中山町に含めて住居表示するか決定</li> </ul> </li> <li>2 新町名案の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>町名アンケートに掲載する案(複数)を決定</li> </ul> </li> <li>3 町名アンケート内容及び配付エリアの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局案を基に検討</li> </ul> </li> </ul>
平成29年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第7回検討委員会</li> <li>1 新町区域・新町名案の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>町名アンケートに掲載する案の最終確認</li> </ul> </li> <li>2 町名アンケート用紙の確定 <ul style="list-style-type: none"> <li>第6回検討委員会での検討を踏まえた内容を最終確認</li> </ul> </li> </ul>

新町区域案の検討について(事務局案)

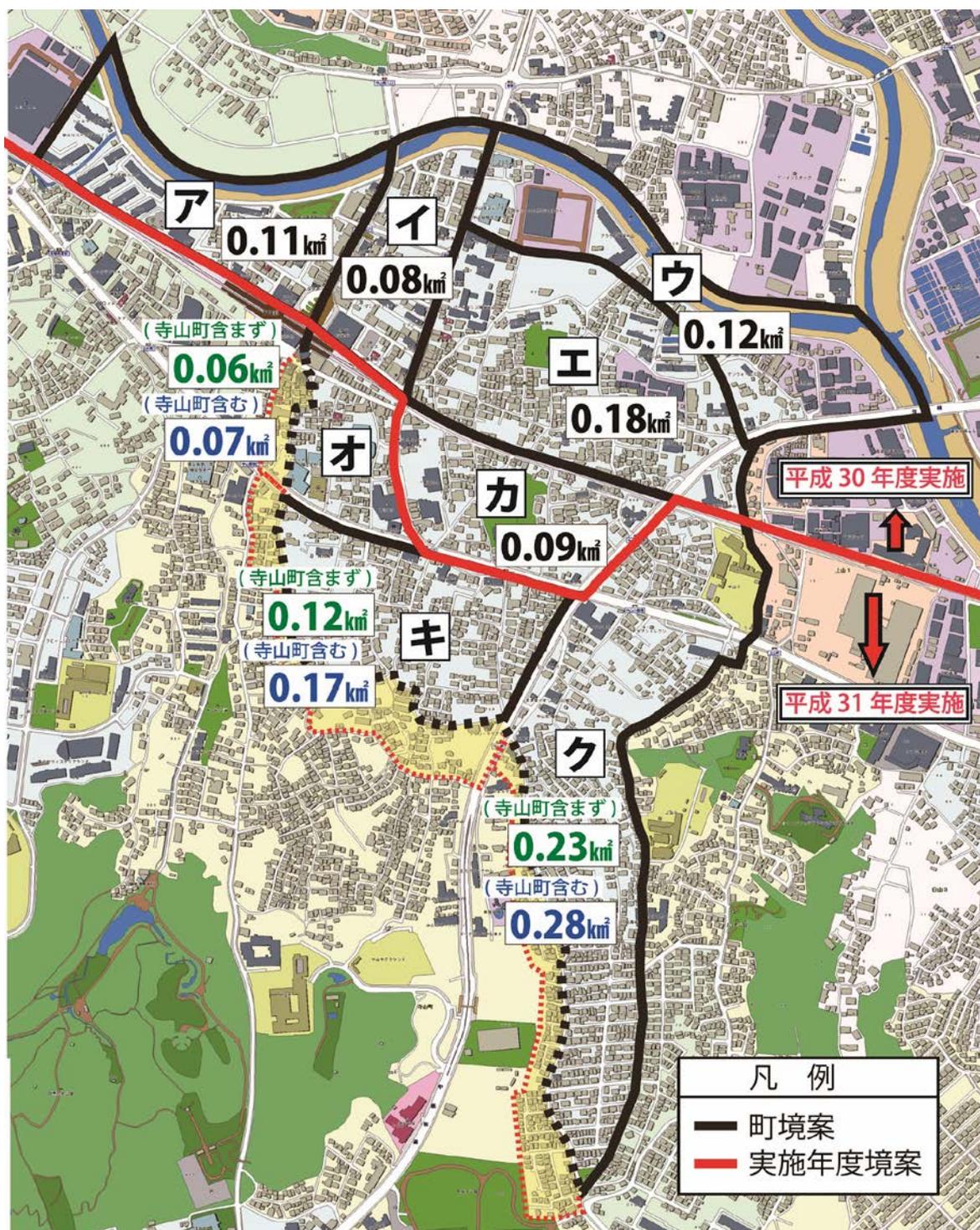
<案1>



<案2>

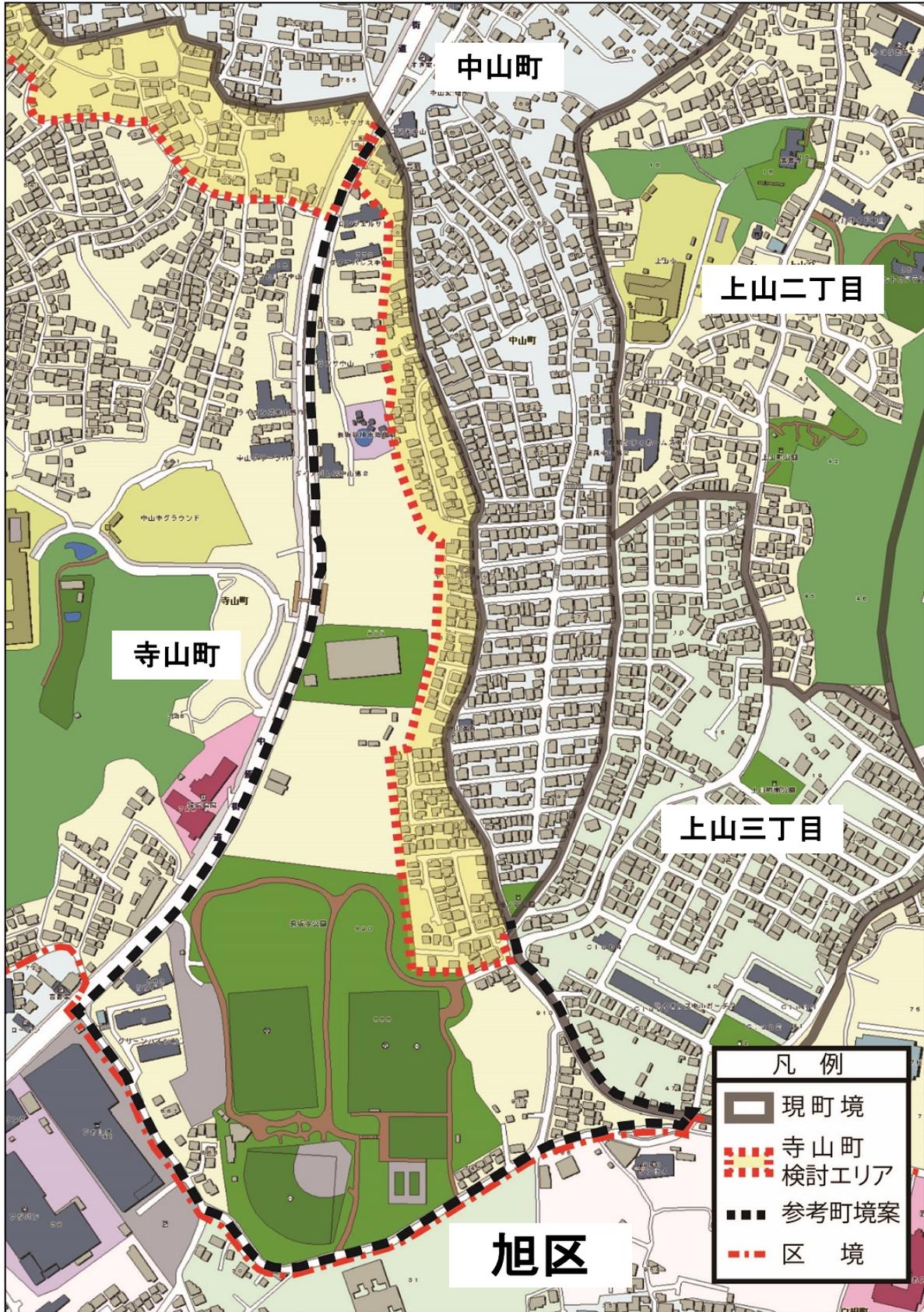


<案3>

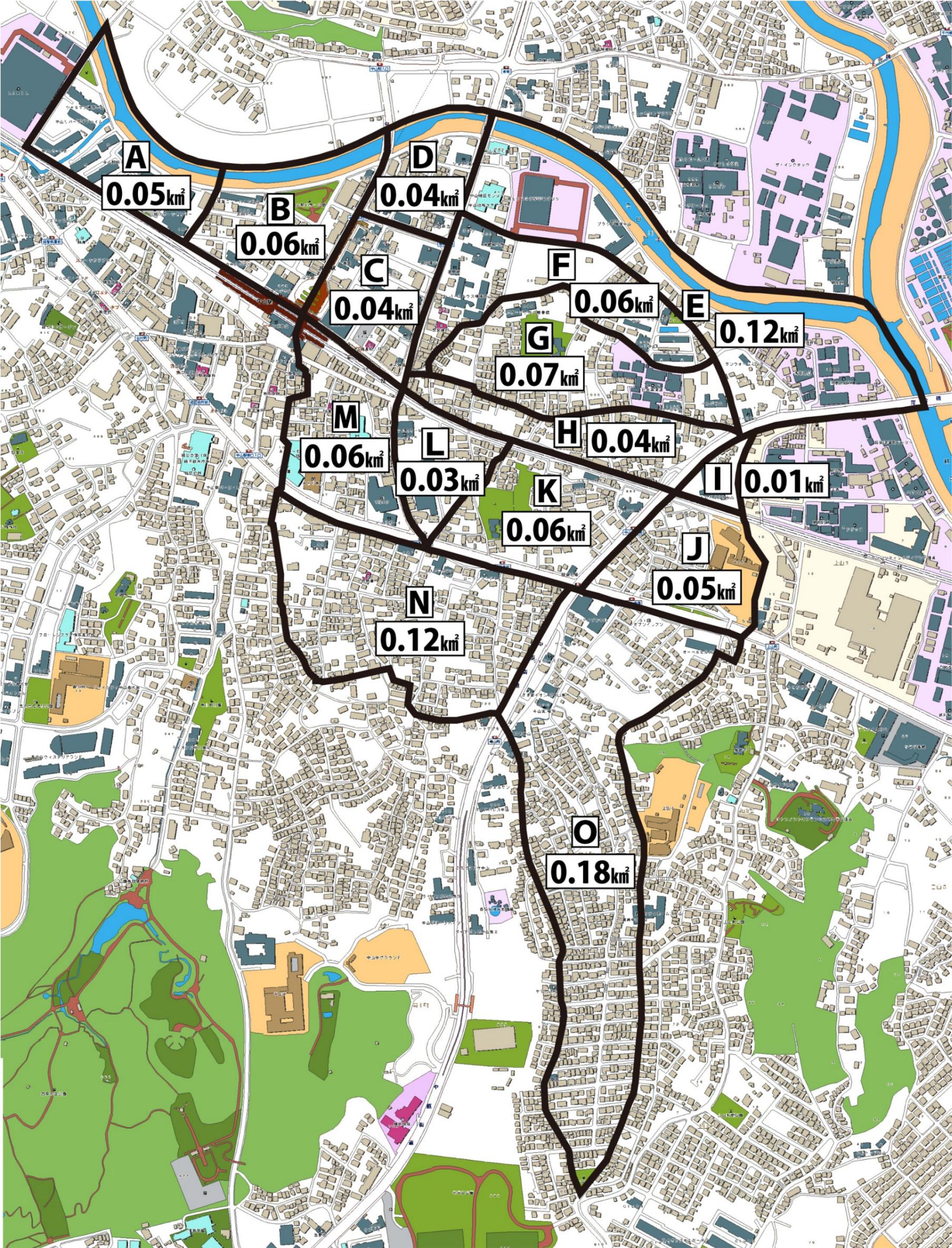


## 第4回検討委員会で提案された町境案

※Cエリアを拡大



# 中山町の面積の目安



## 新町名案の検討にあたって

新町名案について、次の1、2を参考にしながら検討します。

### 1 横浜市住居表示整備要綱(抜粋)

- (1) 町名は、なるべく従来の名称（公称、通称とも）に準拠し、整理による混乱を最小限度にとどめるように考慮し、簡単を旨とするとともに、歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、語調の良いもの等を選択採用する。
- (2) 全市を通じて同一町名、類似町名又は他の有名町にまぎらわしい町名は、できるだけ避けるようにする。
- (3) 新たに町の名称を付ける場合、漢字を用いる場合においてはできるだけ常用漢字を用いることとする。
- (4) 市街地においては、町名を用い、字名は使用しないようにする。
- (5) 町の実状に応じて町名に丁目を付することがある。この場合、丁目の起点は、横浜港（大棧橋）に最も近い地点とする。これによりがたいときは、その区域の中心となる場所を定めて起点とすることがある。
- (6) 丁目の数は、なるべく4、5丁目に止どめ、その配列は放射式を原則とし、やむを得ないときは環状式によるものとする。
- (7) 丁目は、従来町の下にあったが、本基準にあっては町と同位とする。

### 2 過去の町名変更例

#### (1) 旧町名を用いたもの

- ・緑区上山一～三丁目 <旧町名：上山町>
- ・泉区和泉中央南一～五丁目 和泉中央北一～三丁目<旧町名：和泉町>

#### (2) 字名を用いたもの

- ・都筑区葛が谷 <旧町名：池辺町>
- ・磯子区中浜町 <旧町名：滝頭町，磯子町，原町の各一部>

#### (3) 地域で親しみのある名称を用いたもの

- ・泉区和泉が丘一～三丁目 <旧町名>和泉町  
※中学校や公園等の名称として親しみ深い名称を使用
- ・港北区大倉山一～七丁目 <旧町名>太尾町  
※駅名として親しみ深い名称を使用